

農山漁村振興交付金(都市農業共生推進等地域支援事業) 選定要件(必須要件)チェックリスト

応募にあたっては、以下の取組毎のそれぞれの要件をすべて満たす必要がありますので、本チェックリストにより確認してください。

【地域支援型】 ※モデル支援型は同ファイルの別シートにあります。

Check	1 都市住民と共生する農業経営への支援の要件【第2の1の(1)の取組】
☐	地域協議会の構成員に市区町村が含まれていること。
☐	事業実施区域が都市計画区域内に所在すること。
☐	ハード事業を実施する場合には、生産緑地内又は市街化区域内で都市計画法若しくは都市緑地法による基本計画等に基づく保全の方針が示されている農地であること。
☐	ハード事業を実施する場合には、併せてソフト事業の実施が必須。
☐	ハード事業実施する場合、交付金額が150万円又はソフト事業の額の3/2を超えない額のうちいずれか低い額であること。
☐	ハード事業を実施する場合には、実施要領第8の1(4)の要件を満たしていること。
Check	2 情報発信に関する支援(マルシェ開催等)の要件【第2の1の(2)の取組】
☐	事業実施区域が都市計画区域内に所在すること。
☐	事業実施区域は、原則、複数の市町村にまたがるものであること。 ※ただし、特別区及び政令指定都市にあっては単独市で実施可能。
☐	事業に参加する農業者等が耕作する農地面積のうち都市計画区域内に占める面積の割合が50%以上であること。
Check	3 防災協力農地の機能の強化への支援の要件【第2の1の(3)の取組】
☐	ハード事業を実施する場合には、1つの地域当たりの交付金額が150万円又はソフト事業の額の3/2を超えない額のうちいずれか低い額であること。
☐	防災協力農地として指定された、又は指定しようとする農地が生産緑地内又は市街化区域内で都市計画法・都市緑地法に基づく基本計画等により保全の方針が示されている農地であること。
☐	対象農地の面積が概ね300㎡以上あり、人口集中地区内であり、防災協力農地協定等により農地所有者の特定が可能であること
☐	ハード事業を実施する場合には、併せてソフト事業の実施が必須。
☐	ハード事業を実施する場合には、交付金額が50万円又は総事業費の1/2を超えない額のうちいずれか低い額であること。
☐	ハード事業を実施する場合には、実施要領第8の2(4)の要件を満たしていること。
Check	4 上記1. 2. 3の支援の共通要件
☐	事業終了後も自立的かつ継続的な取組であること。(目標年度は全額自己資金等により実施し、目標を達成できること。)
☐	優良事例として取組が進んでいない地域への波及効果が見込まれること。
☐	提案内容が事業の目的に合致していること。
☐	事業実施主体が地域協議会や任意団体等の場合、代表者の定めがあり、会計処理、意思決定方法等について定める規程を整備していること。
☐	事業に係る農林水産省からの調査協力依頼には必ず協力する。

農山漁村振興交付金(都市農業共生推進等地域支援事業) 選定要件(必須要件)チェックリスト

応募にあたっては、以下の取組毎のそれぞれの要件をすべて満たす必要がありますので、本チェックリストにより確認してください。

【モデル支援型】

Check	1 都市農業における有機農業等の普及への支援の要件【第2の2の(1)の取組】
☐	事業実施区域が都市計画区域内に所在すること。
☐	情報発信に関する支援(マルシェ開催等)を実施する場合、事業に参加する農業者等が耕作する農地面積のうち都市計画区域内に占める面積の割合が50%以上であること。
☐	ハード事業を実施する場合には、生産緑地内又は市街化区域内で都市計画法若しくは都市緑地法に基づく基本計画等により保全の方針が示されている農地であること。
☐	ハード事業を実施する場合には、併せてソフト事業の実施が必須。
☐	ハード事業を実施する場合には、1つの地域当たりの交付金額が150万円又はソフト事業の額の3/2を超えない額のうちいずれか低い額であること。
☐	ハード事業を実施する場合には、実施要領第8の1(4)の要件を満たしていること。
Check	2 都市における農村ファンの拡大への支援の要件【第2の2の(2)取組】
☐	事業実施区域が都市計画区域内に所在すること。
☐	情報発信に関する活動(マルシェ開催等)を実施する場合、事業に参加する農業者等が耕作する農地面積のうち都市計画区域内に占める面積の割合が50%以上であること。
☐	ハード事業を実施する場合には、生産緑地内又は市街化区域内で都市計画法若しくは都市緑地法に基づく基本計画等により保全の方針が示されている農地であること。
☐	ハード事業を実施する場合には、併せてソフト事業の実施が必須。
☐	ハード事業を実施する場合には、1つの地域当たりの交付金額が150万円又はソフト事業の額の3/2を超えない額のうちいずれか低い額であること。
☐	ハード事業を実施する場合には、実施要領第8の1(4)の要件を満たしていること。
Check	3 都市部における防災機能の強化への支援の要件【第2の2の(3)の取組】
☐	市区町村が事業実施主体と連携又は事業実施主体の構成員であること。
☐	防災協力農地として指定された、又は指定しようとする農地が生産緑地内又は市街化区域内で都市計画法若しくは都市緑地法による基本計画等に基づく保全の方針が示されている農地であること。
☐	対象農地の面積が概ね300㎡以上あり、人口集中地区内であり、防災協力農地協定等により農地所有者の特定が可能であること
☐	ハード事業を実施する場合には、併せてソフト事業の実施が必須。
☐	ハード事業を実施する場合には、1つの地域当たりの交付金額が50万円又は総事業費の1/2を超えない額のうちいずれか低い額であること。
☐	ハード事業を実施する場合には、実施要領第8の2(4)の要件を満たしていること。
Check	4 上記1. 2. 3の支援の共通要件
☐	複数の地域又は業種が連携して一体的に実施すること。
☐	実施した活動を他地域へ波及させるため、推進に当たってのポイントや留意点等を取りまとめたガイドラインを作成し、公表すること。
☐	事業終了後も自立的かつ継続的な取組であること。(目標年度は全額自己資金等により実施し、目標を達成できること。)
☐	優良事例として取組が進んでいない地域への波及効果が見込まれること。
☐	都市農地の保全の取組や周辺住民の都市農業への理解・関心を高める取組又は防災機能を高める取組を継続的かつ積極的に取り組むことが確実であること。
☐	事業に係る農林水産省からの調査協力依頼には必ず協力する。

農山漁村振興交付金(都市農業共生推進等地域支援事業)

選定要件(必須要件)チェックリスト

応募にあたっては、以下の取組毎のそれぞれの要件をすべて満たす必要がありますので、本チェックリストにより確認してください。

【都市農地創設支援型】

Check	1 宅地等の農地転換による都市農地の創設への支援の要件【第2の3の(1)の取組】
☐	事業実施区域が市街化区域内に所在すること。
☐	ハード事業を実施する場合には、創設した農地を生産緑地に指定することが見込まれる農地又は都市計画法若しくは都市緑地法に基づく基本計画等により保全の方針が示される見込みがある農地であること。
☐	ハード事業を実施する場合には、併せてソフト事業の実施が必須。
☐	ハード事業を実施する場合には、交付金額が150万円又はソフト事業の額の3/2を超えない額のうちいずれか低い額であること。
☐	ハード事業を実施する場合には、実施要領第8の1(4)の要件を満たしていること。
Check	2 宅地等の空閑地を活用した農的空間の創出への支援の要件【第2の3の(2)の取組】
☐	事業実施区域が市街化区域内に所在すること。
☐	ハード事業を実施する場合には、生産緑地内又は都市計画法若しくは都市緑地法による基本計画等により保全の方針が示されている農地であること。
☐	ハード事業を実施する場合には、併せてソフト事業の実施が必須。
☐	ハード事業を実施する場合には、1つの地域当たりの交付金額が150万円又はソフト事業の額の3/2を超えない額のうちいずれか低い額であること。
☐	ハード事業を実施する場合には、実施要領第8の1(4)の要件を満たしていること。
Check	3 三大都市圏の特定市以外の市町村における生産緑地制度の導入促進への支援の要件【第2の3の(3)取組】
☐	事業実施区域が三大都市圏の特定市以外の市区町村の市街化区域内に所在すること。
☐	ハード事業を実施する場合には、生産緑地の指定が確実に見込まれる農地であること。
☐	ハード事業を実施する場合には、併せてソフト事業の実施が必須。
☐	ハード事業を実施する場合には、交付金額が150万円又はソフト事業の額の3/2を超えない額のうちいずれか低い額であること。
☐	ハード事業を実施する場合には、実施要領第8の1(4)の要件を満たしていること。
Check	4 上記1. 2. 3の支援の共通要件
☐	地方公共団体のみで構成された団体でないこと。
☐	実施した活動を他地域へ波及させるため、推進に当たってのポイントや留意点等を取りまとめたガイドラインを作成し、公表すること。
☐	事業終了後も自立的かつ継続的な取組であること。(目標年度は全額自己資金等により実施し、目標を達成できること。)
☐	優良事例として今後、取組を行おうとする地域への波及効果が見込まれること。
☐	都市部の空閑地を活用した都市農地の創設に向けた取組、農的空間の創出に向けた取組又は地方都市における生産緑地制度の導入に向けた取組を継続的かつ積極的に取り組むことが確実であること。
☐	事業に係る農林水産省からの調査協力依頼には必ず協力する。